

現場代理人の兼務特例について

平成24年10月30日
水道管理課出納管財係

登米市水道事業所においては東日本大震災の関係により平成23年6月1日以降申請する工事から兼務特例を認めてまいりましたが、この度、対象金額を見直いたしましたのでお知らせいたします。

	適用
対象工事等	履行期限が平成25年3月31日までの登米市水道事業所が発注する工事及び業務
対象金額	制限なし
対象地域	登米市内
兼務承認件数	制限なし。
その他条件	工事の管理に支障がなく、発注者と連絡体制が確保されていること。

- ※ 工事は、災害復旧工事、災害復旧工事以外の工事、工種を問いません。
- ※ 業務についても、工事に準じ現場代理人を定める場合は兼務を認めることとします。
- ※ 工事と業務間の兼務も認めることとします。

1. 承認申請について

請負者において、現場代理人を兼務させようとするときは、様式1（現場代理人の兼務について（申請））により、発注課に提出して下さい。

2. 承認について

発注課において承認要件を確認し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、申請者へ通知します。

3. 適用日

平成24年11月9日以降登米市水道事業競争入札契約業者指名委員会で審議する案件から。